

丘の公園指定管理者選定に係る業務説明会・現地説明会 質疑応答内容

区分	No.	質問内容	回答
無料開放施設	1	無料開放施設における安全管理及びごみ処理などに要する管理費は、どの程度の費用となり、誰が負担することを想定していますか。	無料開放施設については、一般の公園と同程度の管理費用を想定しており、これらにかかる費用は「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」12頁13(4)にあるとおり、指定管理者が負担することとなります。
	2	無料開放施設でイベントを開催したことに伴って発生する、原状復旧及びごみ処理等の費用は誰が負担するのですか。	原則として、原状復旧及びごみ処理等の費用は、イベント主催者が負担するものと考えます。
	3	無料開放施設でイベント等を開催した場合、指定管理者は管理費用相当などの料金を徴収することはできませんか。また、第三者がイベントを開催した場合、同様に料金を徴収することができますか。	イベント等の開催に伴い臨時的に発生する保険料や材料費など実費相当分の費用を、指定管理者又は第三者が、参加料として徴収することは可能ですが、予め、主催者から企業局に事業計画を提出する等の手続きを行っていただきます。当該手続きにより、イベント等の収益性及び運営方法の妥当性等の観点から、その可否を判断します。
	4	無料開放施設で物販は可能ですか。	原則として、物販は無料開放施設ではなく、収益施設内で行っていただきます。ただし、無料開放施設内で行う合理的な理由がある場合は、No.3の質問に対する回答と同様の手順で、その可否を判断することになります。
	5	無料開放施設の開放期間及び営業時間は、指定管理者の提案ということで良いですか。また、イベント開催時のみに開放するという運営でも良いですか。	無料開放施設は、通年開放する運営形態を想定しておりますが、その利用時間等は、他の施設と同様に指定管理者の運営方針に基づき提案していただくこととなります。
	6	無料開放施設の芝刈りの頻度を年6回以上とした根拠は何ですか。また、具体的な芝の長さについては指定管理者の運営に任せるということで良いですか。	芝刈りの頻度は、類似施設の管理水準や気候条件等を総合的に考慮し定めた最低限の回数です。具体的な芝の長さについては、定めておりません。
	7	無料開放施設における芝生の管理水準は、ゴルフ場に比べ低いと思われるますが、それにより芝生の品質に多少の影響が出ることは構いませんか。	ゴルフ場と同様の芝の管理水準を維持する必要はありませんが、「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」12頁13(4)にあるとおり、適切な管理を行って下さい。
	8	無料開放施設のグリーン上の芝生は、他のラフやフェアウェイ上の芝生と同じ管理をした場合、現状維持は困難と思われるますが、それはやむを得ないということで良いですか。	ゴルフ場のグリーンと同様の管理水準を維持する必要はありませんが、「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」12頁13(4)にあるとおり、適切な管理を行って下さい。
修繕関係	9	4年で1.7億円の修繕の内訳を示していただけますか。	別紙を参照して下さい。なお、現時点での計画であるため、今後緊急的な修繕や指定管理者との協議などにより修繕計画が変更になることがあります。
施設関係	10	「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」10頁8(2)にある立木の保護とは何ですか。	「立木の保護」とは、剪定や病害虫からの防除など、日常的な管理のことです。なお、日常的な管理業務以外に、特別な措置を講ずる必要がある場合は、企業局に協議していただき、措置の方法及び規模等から、費用の分担等について協議することとなります。なお、現に生育している立木(森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第14条第3号に規定する倒木、枯死木又は著しく損傷した立木を除く)を伐採しようとする場合は、あらかじめ企業局に文書で協議を行い、承認を得る必要があります。
	11	松くい虫により弱っている立木や、伸びた立木の枝についてはどのように対応するのですか。また、その費用負担についてはどうするのですか。	No.10の回答を参照してください。
	12	「丘の公園管理運営業務の内容及び基準」12頁13(3)にピアノの調律とあるが、その時期及び頻度に定めはありますか。	ピアノの調律は、その時期及び頻度までを定めるものではないため、必要に応じて調律をしていただくこととなります。
	13	施設の劣化、損傷状況について、双方で協定締結時に再度確認しますか。	施設の劣化、損傷状況については、協定締結時に、企業局及び指定管理者候補者の双方で立ち会って再度確認します。
	14	駐車場にする旧託児所の敷地は、何らかの整備を行うのですか。	駐車場にする旧託児所の敷地は、現在の状態で使用することとしており、新たに何らかの整備をすることは予定しておりません。なお、今後、具体的な運用等を検討する中で、安全管理上の観点などから、最低限の補修等を行うことはあり得るものと考えています。

区分	No.	質問内容	回答
自主事業関係	15	自主事業とはどのようなものを言うのですか。	募集要項5頁6(1)の利用料金の収受に伴う事業及びこれに関連する事業並びに(2)その他収入の から記載した事業に含まれない事業を自主事業とします。
	16	募集要項5頁6(2) にバーベキューの記載があるため、これについては必ず実施しなければならないのですか。	募集要項5頁6(2)では「以下に挙げる収入は、指定管理者の収入とします。また、 ~ に係る事業を実施した場合は、指定管理業務の一環として、指定管理業務の収入及び支出として下さい。」としており、必ずしもバーベキューを実施する必要はありません。